

令和5年度第3回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和6年3月26日(火)

10:00~10:42

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

令和5年度第3回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和6年3月26日(火) 10:00~10:42

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者

[私立学校審議会委員]

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 小山映子 委員

西川温子 委員 天間正継 委員 室井麗子 委員

鷹觜文昭 委員 高橋聡 委員 根内純 委員

[県]

熊谷ふるさと振興部長 菅原副部長兼ふるさと振興企画室長

本多学事振興課総括課長 高橋私学振興担当課長 吉田主任主査 内藤主事

4 欠席者

和田健一郎 委員

5 署名委員

小山映子 委員 西川温子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○本多学事振興課総括課長

ただいまから、令和5年度第3回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は学事振興課総括課長の本多と申します。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○本多学事振興課総括課長

まず委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は和田委員が欠席されております。

また、天間委員につきましては、遅れているところです。

現時点で委員10名中8名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは熊谷ふるさと振興部長から御挨拶申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

第3回岩手県私立学校審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対し、御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、改正私立学校法が令和5年5月に公布され、令和7年4月から施行されます。

私立学校は、建学の精神に基づき、個性豊かな活動を展開し、我が国の公教育の発展に寄与しており、今回の改正は、社会の信頼を得て今後も発展していくために自らのガバナンスを高めていくための改正であると承知しております。

県としては、引き続き、説明会の開催等により、学校法人が円滑に新制度への移行を行えるよう、必要な支援を行って参ります。

また、先日の県議会本会議において可決、成立した令和6年度の岩手県当初予算についてであります。私立学校関係予算については、総額64億2千5百万円余を計上したところ。新たに私立専修学校高等課程が行う不登校対策に係る補助事業を創設したこと等により、前年度当初予算と比較して3千9百万円余、約0.6%の増となっております。

県としては、私立学校の教育環境の維持向上を目的とした私立学校運営費補助など、各種の施策を展開することにより、多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実を後押ししたいと考えております。委員の皆様にも、引き続き、本県の私学振興に対し、御支援、

御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、不登校生徒の増加等を背景とした高等学校通信制課程の設置計画に係る案件をはじめ、計5件について御審議いただくこととしております。

委員の皆様には、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4 議 事

○本多学事振興課総括課長

これより議事に入らせていただきます。

この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定によりまして、菅野会長にお願いしたいと思っております。

(1) 議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

どうぞよろしく願い申し上げます。

最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。

議席番号2番の小山委員、それから議席番号3番の西川委員にそれぞれお願いしたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○菅野会長

次に、当審議会の会議の公開についてお諮りをいたしたいと存じます。

御案内の通り、審議会につきましては、原則公開することとされておりますし、本日の案件について、非公開とする内容は含まれていないと存じますので、原則通り公開することとしたいと存じますがよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、後日、県のホームページに公開されますので、御留意願います。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 学校の廃止認可について

学校法人盛岡学園 みなみ幼稚園（盛岡市）

○菅野会長

それでは、諮問事項の審議に入ります。議案第1号 学校の廃止認可について、事務局から説明をお願いします。

○高橋私学振興担当課長

議案第1号について説明いたします。

盛岡市のみなみ幼稚園の学校廃止認可申請についてでございます。

資料No. 1の3ページをお開き願います。

申請者は学校法人盛岡学園です。

廃止の理由でございますが、幼稚園を、令和6年4月1日から「幼保連携型認定こども園に移行」するため、学校教育法における幼稚園について、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和6年3月31日でございます。

なお、在籍している園児につきましては、令和5年度末で卒園する園児を除き、新設される幼保連携型認定こども園において、引き続き在籍する予定です。

また、教職員の処遇につきましても、幼保連携型認定こども園において、引き続き雇用される予定です。

最後に、園地、園舎の取扱いでございますが、いずれも新設される幼保連携型認定こども園の園地・園舎として、引き続き使用される予定です。

以上のことから、みなみ幼稚園に係る学校の廃止認可につきましては、認可相当と考えるところでございます。

○菅野会長

ありがとうございました。

審議の進め方でございますが、最初にただいまの説明等について御質問等をいただき、その後に、本件の取り扱いについて御意見等をいただくという流れで進めて参りたいと思います。

最初に、ただいまの説明等に対しまして、御質問等があればお願いいたしたいと存じます。

(発言なし)

○菅野会長

ご質問がないようですので、次に本件の取り扱いについて、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案のとおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第1号 学校の廃止認可について、認可を適当とする旨答申することといたします。

**議案第2号 学校の収容定員に係る学則変更認可について
学校法人光明学園 山田幼稚園（山田町）**

○菅野会長

議案第2号 山田町 山田幼稚園に係る学校の収容定員に係る学則変更認可について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○高橋私学振興担当課長

議案第2号、山田幼稚園の収容定員に係る学則変更認可申請について、御説明いたします。資料No.1の4ページをお開き願います。

申請者は学校法人光明学園です。

変更の理由でございますが、近年、減少傾向にある園児数に合わせた複式学級とするため、収容定員を見直すものでございます。

変更の時期につきましては、令和6年4月1日を予定してございます。

変更の内容でございますが、3歳児につきましては25人の定員を15人に、4歳児及び5歳児につきましては、それぞれ25人だった定員を、1学級30人とするものであり、総定員は75人から45人に、学級数は3学級から2学級に、1学級の減となります。なお、1学級の園児数は国の設置基準において、35人以下を原則とすると定められており、基準を満たしております。

施設の状況は資料に記載のとおりであり、いずれも設置基準を満たすものとなっております。

次に、教職員数でございますが、園長のほか、専任教諭2名を配置する計画であり、各学級に少なくとも1名の教員等を配置することとなっている設置基準を満たしております。

最後に、収支予算でございますが、法人から提出された計画において、園児数及び教職員数の減少等をそれぞれ見込んだ収支計画となっております。

以上のことから、県としましては、山田幼稚園における収容定員に係る学則変更については、認可相当と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御質問等があればお願いします。

○根内委員

この幼稚園は、施設型給付の幼稚園なのか、従来の私学助成型なのか教えてください。

○高橋私学振興担当課長

従来の私学助成園の幼稚園です。

○小山委員

定員を減らすことについての質問です。現状に合わせて収容定員を減らすことはわかるが、減らすことによって何が変わるのでしょうか。園児補助単価でしょうか。

それによって経営状態が安定するのであればこれでいいと思いますが、経営状態が変わらないのであれば変える必要もないのではないかと思います。傾斜配分が大きく変わるのででしょうか。

○吉田主任主査

申請者からは、定員を減らして複式学級にすることで職員配置の適正化を図るものと聞いております。

経営面に関しては、4月から私学助成園から施設型給付に変わるということで、山田町と利用定員の調整を行った上で、その規模に応じた施設型給付を受けることとなります。

○菅野会長

他にございますか。

なければ、本件の取り扱いについて、御意見があればお願いしたいと存じます。

○根内委員

経済的なことは大事ですが、子どものことを考えると教職員を減らすことは残念だなど思いました。法人が決めたことなのでそれはそれでしょうがないという思いもありますが、子どもがちょっとかわいそうだなと思いました。反対ということではありませんが、私の思いを述べさせていただきました。

○菅野会長

他にございますか。

それではお諮りを申し上げたいと存じます。

議案第2号については、原案の通り、認可を適当とする旨答申することとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第2号学校の収容定員に係る学則変更認可について、

認可を適当とする旨、答申することといたします。

議案第3号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人 H.A International School

Harrow International School Appi, Japan (八幡平市)

○菅野会長

次に、議案第3号、Harrow International School Appi, Japan に係る学校の収容定員認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋私学振興担当課長

議案第3号、Harrow International School Appi, Japan の収容定員に係る学則変更認可申請について、御説明いたします。

資料 No. 1 の6ページをお開き願います。

申請者は学校法人 H.A International School でございます。

同学校では、日本の小学校6年生相当の7学年から、高校3年生相当の13学年までの7年制ですが、今般、入学定員及び総収容定員を増員しようとするものでございます。

変更の理由でございますが、同校は、安比の恵まれた自然環境の下で、全寮制による全人教育を効果的に実践し、世界のリーダーたる人材を育成することを目的としております。

同校の掲げる全人教育の方針の周知が進み、また、コロナ禍による各国の渡航制限等が撤廃された影響等もあり、外国からの入学希望者の増加が見込まれること等から、定員を変更しようとするものであります。

変更の時期については、令和6年8月29日であります。

変更の内容については、現在320名となっている入学定員・総定員を30名増やし、350名とするものであります。

施設については、今回の収容定員変更に伴う変更はございません。

次に、7ページを御覧ください。教職員数ですが、各種学校の認可審査基準では、教諭等は4名以上配置しなければならないことになっております。同校では、令和5年5月1日時点で専任教員を48名配置しており、定員の変更に伴い、令和6年度は73人、令和7年度は77人に増員する計画であり、基準を満たしております。

最後に、学校経営に関する収支予算ですが、学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金等の確実な収入をもって充てており、毎年度の収支も均衡が保たれております。

また、生徒納付金の総額は、年間経常経費の1.5倍相当額の範囲内とする基準を満たしております。

県といたしましては、Harrow International School Appi, Japan における収容定員に係る学則の変更については、認可相当と考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問等があればお願いいたします。

○高橋委員

変更の理由を見ると、理解が進んで希望者が増加しているということなので、各学年が全般的に定員を少しずつ増加するという提案でもおかしくないと思いますが、12 学年は当初の計画では 5 人と非常に少ない人数だったものが 37 人ということでかなりの増加となっている。単に希望者が増加して各学年とも満遍なく増加するというのではなく、想定と異なり、量的な変化ではなく質的な変化があつてのことではないかと思ひました。この点について説明をお願いしたい。

○吉田主任主査

ハロウ安比校は、当初の設置計画の際から、開校当初は、7 学年から 10 学年までの生徒を受け入れることとしており、それ以降の学年については、実際の利用者はゼロという想定でスタートしたものです。

それが、今後、当初 5 人と少ない定員数を設定していた学年にも進級による利用が出てくるということもあり、今回、全体的な利用定員の見直しを行ったところです。

○高橋委員

これは仮定の話ですが、今後利用が増えてくる可能性があるということで、そういう状況になれば改めて定員増の提案がなされるという理解でよろしいでしょうか。

○吉田主任主査

ハロウ安比校は、将来的に校舎と寮の整備を順次行い、最終的には 900 名規模の学校にしていくこととしております。このため、今後、校舎等の拡張に伴い、改めて定員増に係る変更認可申請がなされるものと想定しております。

○高橋委員

質問に対する説明については理解できました。

そうだとすると今回示された変更の理由は今の説明と合っていないのではないかと。個人的な意見としては、変更の理由は精査いただいた方がよろしいのではないかと思います。

○菅野会長

他にございますでしょうか。

特にないようであれば、本案件の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

ないようですので、議案第 3 号学校の収容定員に係る学則変更認可については、原案のとおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

それでは、議案第3号学校の収容定員に係る学則変更認可については、認可を適当とする旨、答申することといたします。

議案第4号 高等学校の学科の廃止認可について

学校法人岩手橋学園 江南義塾盛岡高等学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第4号 高等学校の学科の廃止認可の審議に入ります。

当議案は、学校法人岩手橋学園 江南義塾盛岡高等学校に係る学科の廃止認可についてですが、当審議会の鷹背委員は、学校法人岩手橋学園の理事長でございますので、私立学校法第15条の規定により、審議会委員は自己の関係する学校法人に関する事件については、その議決に加わることができないこととされております。ただし、会議に出席し発言することは妨げないものとされております。審議会運営規程第10条の規定に基づき、委員からあらかじめ発言したい旨の申出がある場合は、これを認めることができますが、今回、鷹背委員から申し出がありませんでしたので、鷹背委員には、事務局説明の後に暫時御退席いただくことといたします。

それでは、議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

○高橋私学振興担当課長

議案第4号、江南義塾盛岡高等学校の学科の廃止認可申請について、御説明いたします。資料No.1の8ページをお開き願います。

申請者は、学校法人 岩手橋学園でございます。

廃止の理由ですが、入学者の減少に伴い令和4年度から情報処理科の生徒募集を停止していたところ、令和6年3月をもって在籍する生徒が全員卒業することから、これを廃止しようとするものです。

廃止の時期は、令和6年3月31日でございます。

なお、令和4年度以降、情報処理科の定員を20名ずつ減員し、普通科の定員を20名ずつ増員しておりますが、この漸次的な収容定員の変更については、令和3年9月27日に開催した私立学校審議会への諮問を経て、同年9月30日付けで認可しているものでございます。

教職員の処置方法でございますが、普通科の教職員として引き続き雇用を継続するものであります。

以上のことから、江南義塾盛岡高等学校の学科の廃止認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○菅野会長

それでは、鷹嘴委員には暫時御退席をお願いいたします。
ただいまの説明に対し、御質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。
では、本件の取り扱いについて、ご意見があればお願いします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、お諮りいたします。
議案第4号については、原案のとおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしい
でしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第4号 高等学校の学科廃止認可について、認可を適
当とする旨答申することといたします。
それでは、鷹嘴委員にお戻りいただきたいと思いますので暫時お待ちください。

(3) 協議事項の審議

**議案第5号 高等学校の学科等設置計画について
学校法人北上学園 専修大学北上高等学校（北上市）**

○菅野会長

次に、協議事項の審議に入ります。
議案第5号は、学校法人北上学園 専修大学北上高等学校の学科等設置計画についてで
すが、当審議会の六本木委員は、学校法人北上学園 専修大学北上福祉教育専門学校の校
長でございます。審議会委員は先ほど申し上げた私立学校法の規定により自己の関係する
学校法人に関する事件については、その議決に加わることができないこととされてお
りますので、先ほどと同様の取り扱いをお願いしたいと思っております。なお、委員から特に発言の
申し出がありませんでしたので、事務局説明の後に暫時御退席をお願いしたいと存じます。
それでは、議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○高橋私学振興担当課長

資料 No. 1 の9ページをお開き願います。
議案第5号は、専修大学北上高等学校における通信課程の設置計画でございますが、

議案の内容を説明する前に、通信制課程を取り巻く状況について、簡単にご説明します。

通信制高等学校は、当初は勤労青年を主たる対象としておりましたが、近年は、全国的に、不登校経験など多様な入学動機や学習歴を持つ生徒の入学が急増しています。

全国の状況と同様に、県内の不登校生徒数も増加しており、県内の平成30年度における中学生の不登校生徒数は979人であったところ、令和4年度には、1,388人と、5年の間に41%超の増加になっております。

県内では、県立の杜陵高等学校の他、私立の盛岡中央高等学校と一関学院高等学校の3校が通信課程を設置しております。令和5年5月1日現在における定員充足率は3校平均で約121%であり、不登校経験を持つ生徒の入学が多くなっていると聞いております。

以上の状況を前提に、議案第5号について御説明いたします。

申請者は学校法人北上学園でございます。

計画の内容でございますが、設置の概要に記載のとおり、現行の普通科、グローバルビジネス科、メカニックエンジニアリング科の合計900人の定員に加え、通信制課程普通科300人の定員が増となるものです。

設置の理由ですが、全日制課程に加え、通信制課程を新たに設置することにより、現代社会の変化に対応し、多様な生徒たちのニーズに応えることができる柔軟な教育環境の実現につながり、生徒一人ひとりの「自分らしい」キャリアの実現とそれによる地域社会の発展に寄与すると考え設置しようとするものでございます。

今回新設する通信制課程には、2つのコースが設けられる予定です。

一つが、週4日程度、午前10時頃から午後3時半頃まで学校に通学し、社会や友人との接点を持ちながら自分のペースで学んでいく「通学コース」と、もう一つが、自宅学習を中心に年3回の集中的な対面授業を行う「通信コース」の2コースであり、設置予定の令和7年度は、両コース合わせて25名の生徒を見込んでおります。

県中央部には通信制課程の高等学校が無いことや、通信制課程へのニーズが高まっていることを踏まえ、専修大学北上高等学校の系列校である石巻専修大学等への推薦入学等も含め、多様な進路ニーズに対応できる通信制課程の高等学校として、他校との差別化を進めていくということでございます。

次に、教職員組織ですが、通信制課程の設置に対応するため、教員を増員する予定としており、令和7年4月1日までに、教頭1名、教員2名、非常勤講師1名を新規に配置する計画となっております。

入学定員は、100名ですが、初年度の令和7年度の入学生は、25名からスタートし、令和8年度は約60名、3年目の令和9年度に100名を受け入れる計画となっており、生徒数の増加に伴い、専任教員及び兼任教員も増やして教育体制を漸次整備していく予定であると聞いております。

資料10ページをお開き願います。

施設の概要でございますが、使用する施設は現在改築中の専修大学北上高等学校の校舎のほかに、隣接している専修大学北上福祉教育専門学校の施設も活用していくこととしております。

また、生徒の募集区域は、岩手県と宮城県としており、特に岩手県内では盛岡以南の地域、宮城県内では仙台地域以北を対象としております。

今回の計画は、収容定員増加が伴うこと、通信制課程を新設することから、岩手県私学

協会及び岩手県教育委員会事務局に対して意見照会を行い、岩手県私学協会からは「特に意見なし」、県教育委員会事務局からは「特に支障はない。」との回答を得ているところがございます。

また、通信制を行う区域に宮城県が含まれていることから、宮城県の私学担当部署に対して意見照会を行ったところ、「やむを得ない」との回答であり、付帯意見として、「保護者からの問い合わせや生徒指導上の問題が生じた場合は、適切に御対応願います。」との意見がございました。

以上のことを踏まえ、県としましては、高等学校通信教育規程や高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等の関係法令等と照らし合わせて審査し、今回の通信制課程の設置計画は妥当であると考えているところがございます。

なお、高等学校の学科及び課程の設置について、本県では２段階審査を行っており、本日の１段階目は、通信制課程の設置計画について皆様からの御意見を頂戴し、本日の審議会での御了承が得られた場合、次回、今年９月に開催予定の審議会におきまして、２段階目の審査として、通信制課程の設置認可の申請について御審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○菅野会長

それでは、六本木委員には暫時御退席をお願いいたします。

ただいまの説明に対し、御質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。

では、本件の取り扱いについて、ご意見があればお願いします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、お諮りいたします。

議案第５号 高等学校の学科等設置計画については、了承することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、議案第５号 高等学校の学科等設置計画について、了承することといたします。

それでは、六本木委員のご案内をお願いします。

(3) 報告事項

○菅野会長

次に報告事項に移らせていただきます。

報告事項 令和5年度第2回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○吉田主任主査

それでは、報告事項について御説明させていただきます。

お手元の資料No. 2、報告事項資料の1ページをお開きください。

2月5日に開催された令和5年度第2回審議会におきましてご審議いただき、答申をいただいた1及び2の案件については、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたのでご報告します。

なお、学校法人の寄附行為認可について、若干補足いたします。

2月5日の私立学校審議会において法人設立当初の役員をお示ししたところですが、その後、申請者から、このうちの理事候補1名が死去したため、後任の理事候補を選任した旨の報告がありました。

これを受けて、県において改めて当該理事候補が資格要件を満たしていることを確認の上、寄附行為の認可を行ったことを補足いたします。

説明は、以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問等あればお願いいたしたいと思います。

(発言なし)

(4) その他

○菅野会長

よろしいですか。

次にその他ですが、事務局から何かございますか。

○本多学事振興課総括課長

特にございませませんが、本日の審議の中で高橋委員から、変更申請の理由について、審議内容との整合性について御意見をいただきました。申請者からの説明について、それを実現するための目的と手段ということがちょっとわかりやすくなった方が審議を進めやすいというところありますので、次回以降、活かしていきたいと考えております。

○菅野会長

ありがとうございます。

皆様、御了承いただければと思います。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

ないようであれば、これをもって、本日の会議を終了させていただきます。

御協力をいただきまして大変ありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人